

令和5年度事業計画

I 基本方針

最近の畜産をめぐる情勢は、配合飼料に加えて輸入粗飼料も高騰し、コロナ禍の中で畜産物価格が低迷している中、畜産経営、特に大家畜畜産経営に大きな影響を与えており、今後も予断を許さない状況である。

また、令和元年度にTPP11、日EU・EPA、日米貿易協定が発効され、畜産経営環境は新たな局面に入ってきており、農家にとっては大変厳しい経営環境になることが懸念されている。

家畜衛生面では、近隣諸国において口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の悪性伝染病が継続的に発生する中、国内でも昨年より高病原性鳥インフルエンザの発生が相次ぎ、本県での2例の発生も含め、令和5年2月末現在で25道県76事例（殺処分約1,400万羽）の発生と猛威を振っている。一方、平成31年2月に本県においても発生し47農場で約6万5千頭もの豚が殺処分された豚熱については、現在、飼養豚へのワクチン接種が進められ、以降本県での発生はないが、引き続き、一層の家畜防疫・衛生体制の充実が求められている。

国・県においては、畜産関連に大型予算を措置し、TPP等関連対策としての畜産クラスター事業をはじめ、担い手に対する重点的な各種施策を推進するとともに、飼料高騰対策に関しても積極的な支援が実施されている。

このような状況の下、本会は平成25年度に公益社団法人に移行して10年が経過し、今後とも社会から求められる公益事業を効果的かつ効率的に実施する必要がある。

そのため、畜産情勢や行政の施策展開を的確に捉えるとともに、会員団体や関係方面との有機的な連携を図り、地域と調和した安定的な畜産経営を継続するための支援をはじめ、畜産経営の基盤となる経営安定対策、畜産収益力強化対策、生産基盤拡大支援、担い手生産者や指導者の育成、家畜防疫対策、家畜防疫互助基金推進、畜産物を介した消費者との交流や相互理解、並びに各種畜産情報の提供等に取り組み、本県における畜産の安定的な発展と、消費者に信頼される安全で安心な「あいちの畜産物」の安定生産・供給に寄与する。

II 事業の実施

1 公益目的事業

(1) 公1 畜産物の価格変動により生ずる畜産経営体の損失を補填する事業

牛肉の輸入に係る事情や、生産資材価格の状況の変化等が、国内肉用牛生産にもたらす影響を緩和するため、肉用子牛の価格が低落した場合や肥育経営における粗収益が生産コストを下回った場合に経営損失補填金を交付して、肉用牛の再生産が確実に実施されるように措置をし、消費者に安定的に牛肉を供給する。

ア 肉用子牛生産者補給金制度

- ・目的 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、補給金交付契約を締結した肉用子牛生産者に対して肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った時に、販売若しくは保留をした子牛に対して補給金を交付する。
(第7業務対象年間：令和2年度～6年度の5年間)
- ・財源 平均売買価格が保証基準価格を下回り合理化目標価格まで：農畜産業振興機構10/10
平均売買価格が合理化目標価格を下回った額の9/10：生産者積立金1/4、

農畜産業振興機構1/2（生産者積立助成金：肉用子牛生産者積立金補助金）、愛知県1/4（生産者積立助成金：肉用子牛価格安定対策事業補助金）
その他の財源：手数料等

< 令和5年度保証価格及び合理化目標価格（単位：円） >

品 種	保証基準価格	合理化目標価格
黒毛和種	556,000	439,000
その他肉専用種	325,000	256,000
乳用種	164,000	110,000
交雑種	274,000	216,000

※黒毛和種、その他肉専用種で保証基準価格15,000円、5,000円、合理化目標価格10,000円、3,000円引き上げされたが、乳用種、交雑種は令和4年度と同額

・ 個体登録計画

品 種	頭 数(頭)	積立金造成計画(円)	備 考
黒毛和種	1,200	1,920,000	機構 1/2 県 1/4 生産者1/4
その他肉専用種	10	188,000	
乳用種	1,500	10,200,000	
交雑種	3,690	11,808,000	
計	6,400	24,116,000	

イ 肉用牛肥育経営安定制度

- ・ 目的 畜産経営の安定に関する法律に基づき制度登録及び当協会と契約した肉用牛肥育経営体を対象にして、肉用肥育牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回る収益性悪化時に、法律の規定に基づき算出された交付金額（販売価格と生産費差額の9/10）について、3/4の機構交付金と1/4の生産者基金から補填金を交付し、経営の安定を図る。
（第1業務対象年間：平成30年12月30日～令和3年度）
（第2業務対象年間：令和4年度～令和6年度）
- ・ 財源 機構交付金と肥育安定基金（生産者負担金で積立造成）及び手数料
- ・ 肥育安定基金造成計画（生産者負担金）

品 種	頭 数(頭)	基金造成計画(千円)	単価(千円)
肉専用種	3,600	46,800	13
交雑種	13,800	262,200	19
乳用種	1,800	34,200	19
計	19,200	343,200	—

(2) 公2 畜産経営の安定・向上と畜産の理解醸成に関する事業

国際化の進展や国内産地間競争の激化、畜産生産コストの上昇などで厳しさを増す畜産経営等に対して、経営や技術の改善のための適切な指導や情報提供を実施するとともに、消費者に対して畜産物の理解を深めてもらい、畜産経営等を支援する。

ア 畜産経営体の経営・技術指導に関する事業

- ① 地域畜産支援指導等強化対策（愛知県補助金、地方競馬全国協会補助金、(公社)中央畜産会（委託金・助成金）、図書斡旋収入等）
 - ・ 畜産経営支援に必要な指導を実施し、当協会のホームページを畜産ネットワーク（LIN）上に開設し、畜産経営に係る各種の情報提供を逐一実施する。
 - ・ 県内の畜産関係団体と近況把握、情報共有等のために連絡調整会議や講習会の

開催、各種調査を通じて情報を把握し、畜産経営支援・家畜衛生指導の実施組織体制を強化する。

- ・ 家畜の登録事業を支援し、県内優良家畜生産を強化する。
- ・ 畜産クラスターに係る取組を全国で推進するために、本県の先進的な経営体を対象に経営内容にかかる調査を行い、畜産クラスターの中心的な経営体の育成に必要なデータの収集提供を行う。
- ・ 経営技術指導の一環として図書斡旋販売も実施する。

② 生産技術情報提供((公社)中央畜産会委託金)

- ・ 家畜の生産性を向上させるための農家指導を実施し、生産基盤の強化を図る。
対象農家：肉用牛経営体
事業内容：家畜の生産性に係るデータの収集・指導

③ 畜産特別資金等推進指導((公社)中央畜産会補助金)

- ・ 畜産特別資金借受者の経営改善計画の履行を図るため、経営・技術両面から現地指導を実施するとともに、県段階で設置している協議会において、現地指導の成果と改善指導方法について検討、協議を行い、指導の効果を上げる。
対象農家：大家畜経営改善支援資金借受農家
畜産経営維持緊急支援資金借受農家

④ 畜産近代化リース貸付指導((公財)畜産近代化リース協会委託金)

- ・ 畜産経営合理化のために畜産近代化リース協会の貸付事業で設置された、機械施設の適正かつ効率的な利用指導・技術指導を行なうとともに、リース事業の普及啓発資料の作成を行う。

⑤ 畜産クラスター機械導入体制強化((公社)中央畜産会委託金)

- ・ 畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)の機械導入事業の円滑な実施を図るため、県域窓口団体として事業推進会議の開催や提出書類の点検等を実施し、中心的経営体の収益性向上に資する。

⑥ 畜産経営体生産性向上(畜産ICT)((公社)中央畜産会委託金)

- ・ 畜産経営体生産性向上対策(畜産ICT)事業の機械導入の円滑な実施を図るため、県域窓口団体として事業推進会議の開催や提出書類の点検等を実施し、畜産農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化並びに安定的発展に資する。

⑦ 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策(楽酪GO)((公社)中央畜産会委託金)

- ・ 酪農労働力省力化推進施設等緊急整備対策事業の機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備の円滑な実施を図るため、県域窓口団体として事業推進会議の開催や提出書類の点検等を実施し、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化並びに安定的発展に資する。

⑧ 生産基盤拡大加速化(和牛の増頭奨励金)((一社)全国肉用牛振興基金協会委託)

- ・ 牛肉の国内需要の増加と輸入拡大に対応するため、畜産クラスター計画に基づき優良な繁殖和牛(雌牛)を増頭した場合に増頭実績に応じた奨励金を交付する。

⑨ 地域畜産支援指導等体制強化((公社)中央畜産会委託金)

- ・ 畜産経営を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、将来にわたり本県の畜産を担う生産者を参集し、地域に根ざした畜産に係る時事の課題等について、生産者や関係

団体との意見交換を行う。

- ・畜産生産者からの各種相談に応じるため、職員のスキルアップを図り、相談窓口の整備を行う。
- ・畜産フェスタにおいて、競馬関係者と競馬の疑似体験企画を催し、一般来場参加者へ県畜産物を配布しながら、愛知県畜産特別競走や名古屋競馬開催レースのPRを行う。

⑩ 家畜防疫・衛生対策事業

○地域自衛防疫推進（(公社)中央畜産会助成金）

- ・地域の実績を生かした防疫演習の実施と普及、慢性感染症対策取組の推進、防疫の基本である飼養衛生管理基準の普及啓発等を実施し、自衛防疫体制の定着強化を図る。

○農場HACCP認証支援（(公社)中央畜産会助成金）

- ・地域における農場HACCP関係者による普及推進会議を開催し、農場HACCPの普及を図る。

⑪ 地域養豚生産衛生向上対策支援（(公社)中央畜産会助成金）

- ・自衛防疫組織を活用して、生産性を著しく阻害する豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）の発生低減対策を立案、衛生対策の実施、発生低減、まん延防止、清浄化を図る。

⑫ 愛知県和牛改良協会の事業推進指導（愛知県和牛改良協会委託金）

- ・愛知県内の和牛の登録事業を通じて和牛の改良及び飼養管理の改善を推進する「愛知県和牛改良協会」について、一部業務受託により、公益社団法人全国和牛登録協会の地方審査員の資格を持つ当協会の職員が専門知識を発揮し、登録業務の推進と農家経営指導を実施する。

イ 馬の飼養衛生管理に関する情報提供及び調査

① 馬飼養衛生管理特別対策（(公社)中央畜産会助成金）

- ・乗用馬の飼養衛生向上のため、乗用馬関係者を対象に飼養衛生技術講習会や馬獣医療実態調査等を実施する。

ウ 畜産物に関する理解醸成・情報提供

① 畜産物に関する理解醸成・情報提供（名古屋競馬株式会社寄附金など）

- ・畜産物の生産者と消費者が直接交流する場や、消費者に本県で生産された畜産物に対する理解を深めてもらうため料理講習会、試食、展示即売会、啓発資料配付を実施する畜産フェスタ（令和5年10月予定）や名古屋競馬場における冠競走と合わせて実施する畜産フェア（令和5年12月予定）の開催等を通して、消費者に対し県内畜産物に関する相談、情報提供や適切なアドバイスを実施する。

エ 畜産に関する表彰事業

① 高橋養鶏賞顕彰（高橋養鶏賞顕彰事業基金）

- ・高橋養鶏賞顕彰事業実施要領・顕彰規程及び選考基準に基づき、養鶏の振興発展に寄与した者を表彰する。

② 家畜品評会等の表彰（自己資金）

- ・家畜品評会等の優秀家畜に対し、褒賞を授与する。

(3) 公3 畜産経営支援活動及び家畜防疫を徹底するための経費等に対して助成を行う事業

畜産生産コストの上昇などで厳しさを増す畜産経営に対して、経営改善のための高能力家畜の導入助成、共同生産活動強化の助成及び家畜伝染病発生時の経営再開助成等の支援により安定継続ができる畜産経営を支援する。

ア 畜産経営支援に関する事業

- ① 地域における肉用牛生産基盤強化等対策((独)農畜産業振興機構補助金)
 - ・肉用牛生産基盤の強化や肉用牛生産振興を図るため、優良な繁殖雌牛を増頭した地域の中核的担い手生産者に奨励金を交付するとともに、高齢な肉用牛経営者の牛出荷や飼料生産などの労働を支援する肉用牛ヘルパー組織の活動等に対して助成金を交付する。
- ② 畜産経営災害支援対策事業のうち肉用牛経営災害緊急支援対策事業
 - ・災害(要綱で指定)により畜産関連施設等に被害を受けた畜産経営体の経営継続のため、施設・機械の補改修等及び発電機の借上げ等を緊急的に自ら実施するのに要した経費について支援を行う。
 - ・生産者集団等が災害等による停電時における畜産経営体の経営継続のため、家畜の生命維持に要する機械の稼働のための非常用電源の導入支援を行う。
- ③ 和子牛生産者臨時経営支援事業((独)農畜産業振興機構補助金)
 - ・肉用子牛生産基盤の安定を図るため、低下している和子牛価格が回復するまでの間、販売された和子牛を対象として、発動基準(黒毛和種60万円)を下回った場合、支援金を交付する。
(実施期間：令和5年1月～12月)

イ 家畜防疫支援に関する事業

- ① 家畜生産農場衛生対策(農林水産省補助金及び手数料)
 - ・家畜の伝染病清浄化に向けた組織的な伝染病発生予防活動として、牛のヨーネ病、牛ウイルス性下痢(BVD)、牛伝染性リンパ腫(EBL)の感染拡大防止対策、畜産農場における飼養衛生管理の向上に向けた取り組み、アカバネ病の流行防止対策など家畜生産者による自主的な疾病対策を支援する。
- ② 家畜防疫互助基金支援((公社)中央畜産会委託金)
 - ・口蹄疫、CSF等の悪性伝染病が発生した場合、経営再開に向けて畜産経営への影響を緩和するため、中央団体に生産者積立金(1/2)と農畜産業振興機構助成金(1/2)により造成した基金から互助金を交付する。
(基金設定は3年毎：令和3～5年度)
- ③ 海外悪性伝染病対策支援(自己資金)
 - ・海外悪性伝染病が万が一県内で発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、国・県などの対策の補助対象とならない経費に対して、造成してある海外悪性伝染病対策支援資産より支援する。
- ④ 馬伝染性疾病防疫推進対策((公社)中央畜産会助成金)
 - ・馬産地等における伝染性疾病の防疫強化を図るため、乗用馬・農用馬等を対象とした馬インフルエンザワクチン接種助成及び感染症対策の普及・啓発の検討等を行う。

2 収 益 事 業

(1) 収 1 事務室等の賃貸

ア 事務室等の賃貸

大津橋ビル(名古屋市中区丸の内三丁目4番10号)の土地・建物について、当協会と一般社団法人大津橋会館が、それぞれ十分の三と十分の七の持ち分(面積比)により大津橋ビル運営委員会を組織するとともに共同管理を実施し、会議室及び事務室の賃貸を実施する。